

大阪市告示第110号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年2月3日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年2月10日（月）	
	令和7年2月17日（月）	
	令和7年2月25日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和7年2月1日（土）から 同月28日（金）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和7年2月4日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年2月7日（金）	
	令和7年2月11日（火）	
	令和7年2月14日（金）	
	令和7年2月18日（火）	
	令和7年2月21日（金）	
	令和7年2月25日（火）	
	令和7年2月28日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）